

菊池市土木工事成績評定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、菊池市が発注する土木工事に係る菊池市請負工事成績評定要領（平成30年訓令第11号。以下「評定要領」という。）に基づく評定（以下「評定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 評定の対象となる工事は、評定要領第2条に規定する対象工事のうち、河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、上水道工事、下水道工事、港湾工事その他これらに類する工事等とする。ただし、河川掘削、崩土取り除き、取り壊し、草刈、点検、機器更新のみの工事等については、評定の対象工事から除外することができる。

(評定の方法)

第3条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 一工事に複数の評定者となる検査員がいる場合は、当該検査員が協議の上、評定を行うものとする。
- 3 評定は、検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等は、考慮しない。また、検査の結果手直しが生じた場合は、手直し前の状態を対象として評定する。
- 4 工事成績の採点は、土木工事成績採点表（様式第1号）により行うものとする。
- 5 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（様式第2号）によるものとする。
- 6 評定の結果は、工事成績評定表（様式第3号）に記録するものとする。
- 7 評定にあたっては、熊本県土木工事成績評定実施要領（以下「県要領」という。）に規定する留意事項（別紙 - 4）及び県要領に規定する「施工プロセス」のチェックリスト（別記 - 5）を考慮するものとする。また、工事における工事特性、創意工夫、社会性等に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(様式) 略